

令和元年10月29日16時

入札説明書に対する質問回答(第1回)

事業名:国道8号東沼波電線共同溝PFI事業

「国道8号東沼波電線共同溝PFI事業 入札説明書等」に関する質問回答書

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	入札説明書	6	第3章	3		設計企業の競争参加 資格要件	「設計業務に係る調整業務のみを実施する者」の要件は、企業に対する要件であり、「管理技術者の配置不要」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	8	第3章	4		工事企業の競争参加 資格要件	「工事に係る調整業務のみを実施する者」の要件は、企業に対する要件であり、「監理技術者又は主任技術者の配置不要」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	入札説明書	9	第3章	4	ウ	配置予定技術者	「次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者(以下、「配置予定技術者」という。)を当該工事業務に配置できること。」とありますが、既に現場での工事は完了しており、工事期間(令和元年11月29日)の関係でコリンズ登録が未登録の工事履歴は、技術者の施工実績することは可能でしょうか。	入札説明書第3章4.ウ(イ)に記載のとおり、平成16年4月1日以降に元請として完成し、「引き渡し完了した」すべての要件を満たす工事の経験を有するものとしています。参加表明書の提出までに引き渡しが完了していれば、配置予定技術者の施工実績としても構いません。
4	入札説明書	15	第4章	5	(5)	入札価格の記載	入札にあたっての割賦手数料の基準金利は「6ヶ月LIBORベース20年物円ー円金利スワップレートとする」と記載されていますが、添付6「事業費の算定及び支払方法」第2章3.(1)及び第5章では「15年物」と記載されております。基準金利は後者との理解でよろしいでしょうか。	入札説明書の記載が誤りです。入札にあたっての割賦手数料の基準金利は「6ヶ月LIBORベース15年物円ー円金利スワップレートとする」に訂正します。
5	入札説明書	15	第4章	5	(6)	入札執行回数	「入札執行回数は、原則として2回を限度とする。」とありますが、2回目の執行でも落札決定しない場合や、応札者が1社の場合は不調となるのでしょうか。	2回目の入札でも入札金額が予定価格に達しなかった場合は不落随契に移行する場合があります。なお、応札者が1社の場合でも不調とはなりません。
6	入札説明書	18	第5章	3	(2)	第二次審査	第二次審査のヒアリングについて、第二次審査提出資料の他に「ヒアリング用の追加資料はなし」との理解でよろしいでしょうか。	ヒアリングの詳細は、令和2年1月8日(水)までに各入札参加者に通知します。
7	入札説明書	18	第5章	3	(2)	第二次審査	第二次審査のヒアリングで予定している説明時間、質疑応答時間を教えていただけますでしょうか。	ヒアリングの詳細は、令和2年1月8日(水)までに各入札参加者に通知します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
8	入札説明書	18	第5章	3	(3)	開札	「入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。」とありますが、最低制限価格の基準はありますでしょうか。	最低制限価格は設けておりません。
9	入札説明書	19	第6章	3	(2)	契約書作成の要否等	「事業者は、落札決定の翌日から令和2年3月31日までに、近畿地方整備局(支出負担行為担当官近畿地方整備局長)を相手方として、「事業契約書(案)」(添付1)により事業契約を締結しなければならない。」とありますが、締結前に両者事前協議は行われるのでしょうか。 また、事業者選定後に事業契約書(案)に大きな変更はないとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結前に事前協議は行いますが、誤字脱字等の軽微なもの以外の契約条件の変更は行いません。
10	入札説明書	19	第6章	3	(2)	契約書作成の要否等	「事業者は、落札決定の翌日から令和2年3月31日までに、近畿地方整備局(支出負担行為担当官近畿地方整備局長)を相手方として、「事業契約書(案)」(添付1)により事業契約を締結しなければならない。」とありますが、事業者にとって過大なリスクとなる場合は、事業契約解除を含む協議が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結前に事前協議は行いますが、誤字脱字等の軽微なもの以外の契約条件の変更は行いません。
11	事業契約書(案)					全般	本契約書は、選定された落札者の事業提案も踏まえ、近畿地方整備局と落札者での協議により、最終的に確定されるものという理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結前に事前協議は行いますが、誤字脱字等の軽微なもの以外の契約条件の変更は行いません。
12	事業契約書(案)	3	第2章	第7条		契約の期間	「本契約は、その締結日からその効力を生じ、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は令和25年3月31日のいずれか早い方の日に終了する。」とありますが、設計業務・工事業務の工期が延長した場合、維持管理業務の期間が短縮するという理解でよろしいでしょうか。	設計業務・工事業務の工期が延長した場合でも、維持管理業務は令和25年3月31日までとなります。
13	事業契約書(案)	9	第2章	第20条		事業者の総括代理人	「事業者の総括代理人」は、資格要件の必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
14	事業契約書(案)	9	第2章	第20条		総括代理人	総括代理人は、特に必要な資格要件がないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	事業契約書(案)	10	第2章	第23条	3	事業費の確定	「整備工事費」の内訳書を作成し、「発注者」に提出するとともに確認を受けなければならない。」と記載されていますが、設計完了時に工程数量等に変更が生じた場合、この内訳書が変更金額の基準となるとの理解でよろしいでしょうか。	整備工事等費の確定は、事業契約書(案)第23条第1項から第4項までの規定により行います。
16	事業契約書(案)	10	第2章	第23条	第4項	事業費の確定	「特別な理由がないときにあつては、発注者及び事業者が協議して定め、その他の場合にあつては、工事費合意書の記載事項を基礎として発注者及び事業者が協議して定める」とありますが、特別な理由とは、当事者双方が予見不可能な事態を指すのでしょうか。	「特別な理由」とは、事業者の責に帰すべきものとして変更の対象にならない場合や、大幅な数量増減や施工条件変更にもかかわらず単価変動が無い場合などが該当します。
17	事業契約書(案)	21	第4章	第58条		完成確認通知書	完成確認通知書と完成通知書は、同様の書類との理解でよろしいでしょうか。	完成確認通知書と完成通知書は、同様の書類です。事業契約書案の目次及び第58条の名称を訂正します。
18	事業契約書(案)	21	第4章	第61条	1、2	本施設の引渡しの遅延又は変更に伴う措置	「発注者」の責めに帰すべき事由により、「本施設」の引渡し「引渡予定日」より遅延した場合には、「発注者」は、「引渡予定日」から「引渡日」までの期間において、「事業者」が負担した合理的な増加費用を負担し、「事業者」との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定める。この場合において、「発注者」は第25条第1項に定める遅延利息を負担しない。」とありますが、遅延利息は「事業者」が負担した合理的な増加費用に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第61条に記載のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
19	事業契約書(案)	22	第4章	第63条	第3項	技術提案の履行	「発注者に対して通知を行わない場合、事業者は、発注者に対して、本件工事費等の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない」とありますが、通知ではなく技術提案の不履行との理解でしょうか。	通知ではなく提案の不履行です。事業契約書(案)第63条第3項は、『「事業者」が、本事業の入札手続きにおいて「技術提案」を行ったにもかかわらず、「事業者」の帰責事由により第1項に従い「発注者」に対して通知した「変更後引渡予定日」より引渡が遅延した場合、「事業者」は、「発注者」に対して、「本件工事費等」の10分の1に相当する額を違約金として、「発注者」の指定する期間内に支払わなければならない。』に訂正します。
20	事業契約書(案)	22	第4章	第63条	第3項	技術提案の履行	「引渡前倒予定日」のみならず、「変更後引渡予定日」に関する通知及び提案の不履行についても第3項の規定が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の帰責事由により、事業契約書(案)第63条第1項に従い発注者に対して通知した変更後引渡予定日より引渡が遅延した場合に、第63条第3項の規定が適用されます。
21	事業契約書(案)	26	第6章	第75条		施設整備費の支払	「令和9年4月1日以降「事業期間」にわたり年1回、全16回、各「事業年度」の末日から15日以内に、「発注者」に対し「施設整備費」の支払いを請求することができる。」とありますが、設計業務・工事業務の期間短縮が図れた場合、その分支払期間(全16回)も前倒しになるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、工期短縮に伴う必要な予算措置が行われることを条件とします。なお、引渡前倒予定日及び変更後引渡予定日は、事業年度の末日(3月31日)でなければならないことにご注意ください。
22	事業契約書(案)	26	第6章	第75条 第76条			早期完成・引渡しに伴い、維持管理業務開始日が令和9年4月1日以前となった場合、入札説明書添付6「事業費の算定及び支払い方法」第2章2の規定が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、工期短縮に伴う必要な予算措置が行われることを条件とします。なお、引渡前倒予定日及び変更後引渡予定日は、事業年度の末日(3月31日)でなければならないことにご注意ください。
23	事業契約書(案)	26	第6章	第76条		維持管理費及びその他の費用の支払	「令和9年4月1日以降「事業期間」にわたり、年1回、全16回、各「事業年度」の末日から15日以内に、「発注者」に対し、当該検査の対象となった「事業年度」の「維持管理業務」にかかる「維持管理費」及び「その他の費用」の支払いを請求することができる。」とありますが、設計業務・工事業務の期間短縮が図れた場合、その分支払期間も変更になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、工期短縮に伴う必要な予算措置が行われることを条件とします。なお、引渡前倒予定日及び変更後引渡予定日は、事業年度の末日(3月31日)でなければならないことにご注意ください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
24	事業契約書(案)	43	別紙2			用語の定義 45_事業者	「事業者」は、SPCを設立しない場合は「代表企業」及び「構成企業」を指すという理解でよろしいでしょうか。	SPCを設立しない場合の事業者は、代表企業となります。 なお、SPCを設立しない場合は、事業契約書(案)を必要な範囲で変更します。
25	要求水準書	3	第1章	11		適用基準	記載以外の適用すべき基準として、滋賀国道事務所で定められている電線共同溝、道路付属物に関する整備基準や、公安委員会、占用企業と取り決めている基準がありますでしょうか。 また、ある場合は事業提案作成にあたって公開いただけますでしょうか。	現時点で記載以外の基準は想定していませんが、事業の実施にあたり記載以外の基準が確認された場合は、これを遵守してください。
26	要求水準書	4	第1章	12	(2)	本施設の概要	表-1の欄外(※)にて、道路及び道路付属物は設計を含むような記述となっています。一方で、添付10 見積参考資料では、道路設計や付属施設(防護柵、距離標、植樹帯、縁石)の詳細設計は、項目に含まれていません。 道路設計(車道・歩道)及び付属施設の詳細設計は、入札価格に含まず、設計変更の対象という認識でよろしいでしょうか。	現況復旧を基本としているため、設計費は計上していません。 ただし、道路設計(車道・歩道)及び付属施設(防護柵、距離標、植樹帯、縁石)の詳細設計の必要があると認められるときは、協議により変更対象とします。
27	要求水準書	4	第1章	12	(2)	本施設の概要	現地にある、道路大型標識は、本事業の対象外と捉えてよろしいでしょうか。 また、新たな道路標識等の設置は無いと捉えてよろしいでしょうか。 さらに、道路標識等の設計が必要になった場合は、設計変更の対象という認識でよろしいでしょうか。	道路大型標識は移設の必要はありませんが、引き込み管の施工は必要となります。 また、新たな道路標識の設置はありません。 ただし、道路標識等の設計が必要と認められるときは、協議により変更対象とします。
28	要求水準書	4	第1章	12	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	地下埋設物の移設設計は、事業者が実施する内容に含まれるでしょうか。含まれる場合、地下埋設物管理者等への再委託は認められますでしょうか。	地下埋設物の移設設計は、事業者が実施する業務には含んでいません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
29	要求水準書	4	第1章	12	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	植樹帯の撤去・復旧は、樹木の撤去・復旧も含まれると考えてよろしいでしょうか。	植樹帯の撤去・復旧には、樹木の撤去・復旧は含まれません。ただし、必要があると認められるときは、協議により変更対象とします。
30	要求水準書	4	第1章	12	(3)	解体撤去・復旧・移設対象施設	「※2 設計は事業者が行い、移設は交通管理者が行う。」とありますが、移設費用は事業費に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	移設工事費は、事業費に含んでいません。
31	要求水準書	9	第2章	2		事前調査業務	発注者側で保有している測量図を貸与いただくことが可能でしょうか。その場合、どのような測量図を貸与いただくことができますでしょうか(平面図、中心線測量、横断図、縮尺など)。	希望があれば、事業契約締結後に道路管理台帳(平面図 1/1000 CAD図面)を貸与します。
32	要求水準書	9	第2章	2		事前調査業務	添付10 見積参考資料では、事前調査に測量調査が含まれていません。入札参加者が測量調査を必要と考えていても、測量調査は入札価格には含まないと捉えてよろしいでしょうか。貸与いただく測量資料が不足しており、現況測量等を事業者が実施する場合、その必要性を認めていただくことによって設計変更の対象になると捉えてよろしいでしょうか。	測量は計上していません。ただし、必要があると認められるときは、協議により変更対象とします。
33	要求水準書	9	第2章	2		事前調査業務	家屋調査や水文調査は、事前調査に含まれていません。添付10にも記載がありません。入札参加者が家屋調査や水文調査を必要と考えていても、これらは入札価格には含まないと捉えてよろしいでしょうか。また、家屋調査や水文調査は、その必要性を認めていただくことによって設計変更の対象になると捉えてよろしいでしょうか。	家屋調査・水文調査は計上していません。ただし、必要があると認められるときは、協議により変更対象とします。
34	要求水準書	9	第2章	2	(2)	試掘調査	調査箇所数の増減は、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	変更対象とはしません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
35	要求水準書	10	第2章	2	(2)	試掘調査	試掘調査時は工事業務の期間外となるため、工事時の配置技術者の専任期間に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	要求水準書	10	第2章	3	(1)	基本的な考え方	概略設計において管路土被は平均0.6mとのことから各戸への引込管路(国道敷内)もほぼ同様の土被となると考えます。官民境界に位置する水路に関して、既設水道等配管と同様に上越しにて施工することを想定されてますでしょうか。	上越しによる施工を想定しています。
37	要求水準書	10	第2章	3	(2)	設計条件の整理	「イ(イ)将来の道路計画における拡幅の有無、車両の出入り悔い、盤下げ、道路排水の変更等の事項を設計に反映すること。」とあります。この点に関して、現時点で想定している将来の道路計画について教えていただけないでしょうか。また、これらを反映した設計は道路詳細設計や歩道詳細設計として変更の対象となるのでしょうか。	現時点では、想定している道路計画はありません。ただし、設計業務期間中に将来の道路計画が判明し、これを設計に反映させる必要があると認められるときは、協議により変更対象とします。
38	要求水準書	17	第3章	2	(3)	建設副産物 オ_建設発生土の搬入	建設発生土の搬入について、「受入期間 午前9時～午後5時まで」とありますが、夜間作業では仮置場へ一次運搬し、受入時間帯に二次運搬するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、仮置場を別途ご指示頂けるという理解でよろしいでしょうか。また、仮置場がない場合は工事費に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	滋賀国道事務所の事業地のため24時間受け入れ可能です。要求水準書を訂正します。
39	要求水準書	26	第3章	2	(12)	配合	「電線共同溝工(管路防護工)に使用するコンクリート(超速硬)の規格は次のとおりとする。」とありますが、超速硬コンクリートについては移動プラント車による現場打ちとし、即日道路規制を解除するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、即日規制を解除する必要がある箇所では超速硬コンクリートを使用します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
40	要求水準書	39	第3章	2	(28)	週休2日対象工事	「ア 本工事は、「週休2日」を促進する対象工事である。(週休2日相当は、現場閉所とする)」とありますが、週休2日の促進にあたり、基本土日を設定しますが、雨天日を代替えた週休2日取得と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書	42	第4章	1	(2)	業務期間	「維持管理業務の期間は、事業者が国に電線共同溝を引渡した日(令和9年3月末)より、令和25年3末日までとする。」とありますが、設計業務・工事業務の期間短縮が図れた場合、その分、維持管理業務の期間が延長するという理解でよろしいでしょうか。	工期短縮に伴う必要な予算措置が行われることを条件とし、引渡日の前倒しを認めますが、その場合であっても維持管理期間は16年間となります。 なお、引渡前倒予定日は、事業年度の末日(3月31日)でなければならないことにご注意ください。
42	要求水準書	44	第4章	1	(5)	業務の実施 ウ.災害時・非常時の対応	災害には、地震や風雨などを含むのでしょうか。含む場合、災害の定義をどのようにお考えでしょうか(震度、降雨量など)。	災害には、地震や暴風雨などを含みます。災害に該当するかどうかは、発生する事象により判断します。
43	様式集及び記載要領	5	4	(2)	ア	(イ)競争参加資格確認時の提出書類	「様式2-8の添付資料Ⅰ～Ⅺは、まとめてファイルに綴じ」とあります。一方、様式2-2～様式2-7には「～を証する書類(または書類の写し)を本様式の後(うしろ)に添付」とあります。後(うしろ)に添付とは、まとめてファイル綴じた様式2-8の添付資料Ⅰ～Ⅺのことを指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式2-8の添付資料提出確認書に添付してください。
44	様式集及び記載要領	5	4	(2)	ア	(イ)競争参加資格確認時の提出書類	添付書類のうち、Ⅴ 印鑑証明書、Ⅶ 法人税納税証明書、Ⅷ 消費税納税証明書について、原本もしくは写しのどちらが必要でしょうか。	様式2-8(添付資料提出確認書)に原本と指定がない書類については、写しでも構いません。
45	様式集及び記載要領	5	4	(2)	ア	(イ)競争参加資格確認時の提出書類	添付書類のうち、Ⅶ 法人税納税証明書、Ⅷ 消費税納税証明書について、納付税額等の証明書(その1)もしくは未納の税額がないことの証明書(その3の3)のどちらが必要でしょうか。	未納の税額がないことの証明書(その3の3)を添付してください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
46	様式集及び記載要領	5	4	(2)	ア	(イ)競争参加資格確認時の提出書類	添付書類のうち、Ⅲ 連結決算の貸借対照表及び損益計算書について、当社が親会社の連結決算に入っている場合、親会社の連結決算の貸借対照表及び損益計算書は必要でしょうか。	必要ありません。
47	様式集及び記載要領	5	4	(2)	ア	(イ)競争参加資格確認時の提出書類	設計業務の全てを設計企業が行う場合、設計企業には工事に関する要件は不要と考えられます。この場合、提出様式2-2の4.(工事に関する実績)の資料の添付は不要と理解してよろしいでしょうか。	様式2-2の3.及び4.は誤りのため、削除します。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
48	様式集及び記載要領	5	4	(2)	ア	(イ)競争参加資格確認時の提出書類	工事監理業務を除く工事業務の全てを工事企業が行う場合、工事企業には設計に関する要件は不要と考えられます。この場合、提出様式2-4の3.(設計に関する実績)の資料の添付は不要と理解してよろしいでしょうか。	様式2-4の3.は誤りのため、削除します。
49	様式集及び記載要領	5	4	(2)	イ	様式2-8の添付資料I~XI	添付資料I~XIの提出部数は、代表企業、構成企業の各社1部でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	様式集及び記載要領	6	4	(2)	イ	(ウ)その他	CD-Rに保存して提出する電子データのうち、提案書に関する様式(Excel様式を除く)は、PDFデータで提出してもよろしいでしょうか。	Excel様式以外はPDFデータでも構いませんが、提案書の文書の検索やコピーができる形式でデータ化してください。
51	様式集及び記載要領		様式2-3			配置予定の管理技術者の資格・設計業務の実績等	現時点で、予定管理技術者の候補者を複数名選定し、様式として提出してもよろしいでしょうか。	様式2-3(配置予定の管理技術者の資格・設計業務の実績等)に記載する管理技術者の要件については、入札説明書第3章3.ウに記載のとおりです。設計業務では複数名の候補者とすることができません。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
52	様式集及び記載要領		様式2-3			配置予定の管理技術者の資格・設計業務の実績等	様式上段の「参加資格要件」の欄は、提出時に記載は不要と捉えてよろしいでしょうか。	様式2-3(配置予定の管理技術者の資格・設計業務の実績等)の「参加資格要件」欄については、入札説明書第3章3.ウを転記したものです。申請者による記載は不要です。
53	様式集及び記載要領		様式2-4			工事業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	証明する書類としてコリンズ登録した工事であればコリンズ登録書面のみでも良いでしょうか。	様式2-4(工事業務を行う者の参加資格等要件に関する書類)の2.に記載する内容を証することができれば、コリンズ登録内容の写しでも構いません。
54	様式集及び記載要領		様式2-5			配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格・同種工事の実績等	様式2-5の「企業が分担する工事種別」に「〇〇工事」と記載するようになっていますが、「電線共同溝工事」、「道路工事」、「道路付属物の整備工事」の内から該当する工事を記載することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	様式集及び記載要領		様式2-8			添付資料提出確認書 VI_使用印鑑届	使用印鑑届の指定様式はありますか。	指定様式はありません。
56	様式集及び記載要領		2-8			添付資料提出確認書	応募者確認は、同欄への「✓(チェックマーク)」記入による確認でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	様式集及び記載要領		B-4	⑤-I		事業費内訳書	【備考】※3「～算定根拠欄に内容を具体的に記載してください。」とありますが、算出根拠欄とは備考欄のことでしょうか。	「算定根拠欄」は誤りです。「備考欄」が正となりますので、訂正します。
58	様式集及び記載要綱		様式B-4⑥			入札時工事費内訳書	(様式B-4⑥)「入札時工事費内訳書」は、事業者の提案内容に関わらず、(添付9)入札時積算数量図面書に記載された数量、仕様に基づいて「整備工事等費」に係る費用を計上するものであり、事業者の技術提案内容により修正した数量、仕様に基づいて費用を計上するものではないとの理解でよろしいでしょうか。また前者の場合、技術提案内容に要する費用の増減は、設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段について、技術提案内容に要する費用は、単価に含めてください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
59	様式集及び記載要綱		様式B-4⑦			工事費内訳書	(様式B-4⑦)「工事費内訳書」に記載する費用については、(添付10)見積参考資料の「工種区分 C・C・BOX」を参考に事業契約書(案)で示す「整備工事等費」以外のものに係る費用を計上するとの理解でよろしいでしょうか。 また、事業計画書(案)第23条第5項から第6項の定めによる場合は、設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、事業契約書(案)第23条第5項及び第6項の定めによる場合は、協議により変更対象とします。
60	様式集及び記載要領		B-4	⑦		工事費内訳書	注)3. に記載の「様式B-4-⑤」は、「様式B-4⑤Ⅱ」のことを指しているとの理解でよろしいでしょうか。	様式B-4⑤Ⅱだけでなく、様式B-4⑤Ⅰの「Ⅱ 工事業務 1. 整備工事業務(既存支障施設の移転・解体撤去・復旧工事費を含む)」以外も指します。
61	事業者等が付す保険等	1	第1章			設計業務及び工事業務の履行に係る保険	「設計業務及び工事業務の履行にかかる保険として、設計・建設工事履行保証保険、土木工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。」とありますが、履行保証保険の保険期間が7年間を超える場合、一括での履行保証保険がありません。 7年を超過期間に対しては、別途1年ごとに更新する等、保険期間を分けて対応することは可能でしょうか。	可能です。
62	事業者等が付す保険等	2	第1章	2	(2)	保険内容・目的	「本整備工事の工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。」とありますが、工事保険に既に加入している場合でも、改めて本工事を対象として加入する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	既に加入している工事保険が、「2.土木工事保険」の(2)保険内容・目的及び(3)付保条件に満たすものであれば、改めて保険に加入する必要はありません。
63	事業者等が付す保険等	2	第1章	2	(3)	付保条件	「⑤保険金額は、本施設の工事費(消費税を含む。)とする。」とありますが、土木工事保険は工事費満額ではなく、支払限度額の設定が必要になります。支払限度額を設定することは可能でしょうか。※例)1事故5千万円、期間中1億円等	保険金額は、本施設の工事費(消費税を含む。)としてください。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
64	事業費の算定及び支払い方法	3	第2章	2		支払方法の基本的事項	設計・施工期間を短縮し、引き渡しを前倒しにした場合、施設整備費、維持管理費等を引渡し年度の翌年から支払うものとされていますが、施設整備費1/16を更に細かく分割して支払うとの認識でよいのか。また、維持管理費については前倒しによって維持管理期間がのびるため、その分は増額して支払われると考えてよいのか。 上記の場合、入札額や資金収支計画の記載はどのように考えたらよいのか。	工期短縮に伴う必要な予算措置が行われることを条件とし、引渡日の前倒しを認めますが、その場合であっても施設整備費1/16を更に細かく分割することはありません。また維持管理期間は16年間となります。 なお、引渡前倒予定日は、事業年度の末日(3月31日)でなければならぬことにご注意ください。
65	事業費の算定及び支払い方法	3	第2章	3	(1)	イ 割賦手数料	「基準金利は、本施設の引渡日の引渡日(以下「金利確定日」という。)に確定する～」と記載ありますが、引渡日が重複している誤りでしょうか。	誤植です。 正しくは、「基準金利は、本施設の引渡日(以下「金利確定日」という。)に確定する～」となりますので、訂正します。
66	事業者選定基準	7	第6章	1		実施方針及び実施体制	評価分類「事業の安定性」の「評価の視点」に「SPCの設立」とありますが、SPCを設立しない場合でも事業に影響が及ばない方策が提案されていれば評価に値するという理解でよろしいでしょうか。	「評価の視点」の「SPCの設立」では、SPCの設立の有無のみを評価します。SPCを設立しない場合でも事業に影響が及ばない方策の提案については、有益であれば他の項目で評価します。
67	基本協定書(案)	3	第6条			株主間契約の締結等	事業者の出資が代表企業のみの場合、本条の規定は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	入札時積算数量図面書						「この積算数量を活用して「入札時積算内訳書」を作成するための契約図書である。従って「入札時積算数量図面書」は事業契約上の拘束力を生じるものである。なお、事業者は、施工方法等を十分考慮して、設計、工事、維持管理等、事業目的を完成・維持するための一切の手段について事業者の責任において定めるものとする。」とありますが、技術提案した内容を踏まえ、工事数量を変更してもよろしいでしょうか。	入札時積算内訳書では、入札時積算数量図面書に示す数量を使用してください。
69	入札時積算数量図面書	1~23	工事数量総括表			単価・経費の年度および設定等	設計単価の適用年度は、令和元年10月を採用するという理解でよろしいでしょうか。	本事業の入札書提出期限日の月単価を採用しております。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
70	入札時積算数量 図面書	1~23	工事数量 総括表			単価・経費の年度お よび設定等	歩掛区分年度、経費区分年度、損料区分年 度は、令和元年度を採用するという理解で よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	入札時積算数量 図面書	1~23	工事数量 総括表			単価・経費の年度お よび設定等	市販単価(建設物価、積算資料)は、平均と 安値のどちらが採用されますでしょうか。	物価資料(「建設物価」、「積算資料」)に材 料単価(暫定的に決定された価格は除く)が 掲載されている材料については、その掲載 されている単価(2つの物価資料(「建設物 価」、「積算資料」)に掲載されている場合は 平均値)を用いています。
72	入札時積算数量 図面書	1~23	工事数量 総括表			単価・経費の年度お よび設定等	一般管理費等は、契約補償が金銭的保証 を必要とする場合として補正されていますで しょうか。	ご理解のとおりです。
73	入札時積算数量 図面書	1~23	工事数量 総括表			単価・経費の年度お よび設定等	前払い金支払い区分は、5%以下から35% 超えのいくつの率を採用されていますでしょ うか。	前支払金は無し(0%から5%以下)を採用しま す。
74	入札時積算数量 図面書	1~23	工事数量 総括表			単価・経費の年度お よび設定等	損料にかかる豪雪補正は、0%を採用されて いますでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	入札時積算数量 図面書	1~23	工事数量 総括表			既設植栽撤去	既設植栽の伐採費・処分費が発生した場合 は、設計変更対象という理解でよろしいで しょうか。	植栽の伐採費・処分費は計上していません。 ただし、既設植栽の伐採費・処分費で必要 があると認められるときは、協議により変更 対象とします。
76	入札時積算数量 図面書	13	工事数量 総括表	電線共 同溝	仮設工	交通管理工(夜間)	交通専門誘導員の総人数および警備員Aと 警備員Bの内訳をご提示いただけますで しょうか。	交通誘導警備員の総人数及び警備員Aと警 備員Bの内訳は、見積参考資料として、競 争参加資格確認結果の通知日(令和元年 11月22日)以降に近畿地方整備局ホーム ページへの掲載により公表します。
77	入札時積算数量 図面書	134葉、 137葉、 143葉	図面			水路交差詳細図(3)、 (6)、(12)	水路の下越しについて、工事図面の施工方 法はどのようにお考えでしょうか。 詳細設計時に水路管理者との協議によっ て、工法変更、地盤改良などを求められた 場合には、設計変更の対象になると理解し てよろしいでしょうか。	下越箇所は延長が短いことから、深さ3.0m 以下の掘削による施工を考えています。 詳細設計時に水路管理者との協議によっ て、工法変更、地盤改良などを求められた 場合には、設計変更の対象になります。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
78	見積参考資料						「この「見積参考資料」は、本事業の現場条件等を考慮し標準的な事業内容等を参考に示した資料であり、契約図書ではない。従って「見積参考資料」は事業契約上の拘束力を生じるものではなく、事業者は、施工方法等を十分考慮して、設計、工事、維持管理等、事業目的を完成・維持するための一切の手段について事業者の責任において定めるものとする。」とありますが、技術提案した内容を踏まえ、見積参考資料の内容を変更してもよろしいでしょうか。	見積参考資料の内容は、要求水準を満たす範囲内で事業者の提案により変更しても構いません。ただし、入札時積算数量図面書の記載内容について変更することはできません。
79	見積参考資料	1	見積参考資料 (工事業務)			工種区分 舗装工事	「この「見積参考資料」は、本事業の現場条件等を考慮し標準的な事業内容等を参考に示した資料であり、契約図書ではない。」とありますが、「見積参考資料」のうち「工種区分 舗装工事」については、「入札時積算数量図面書」の補足参考資料であるが、記載された内容についてはあくまで事業者の責任において決定するが、事業計画書(案)第23条第4項の定めによる場合は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	見積参考資料のうち、入札時積算数量図面書の記載内容以外については、事業者の責任において定めてください。また、舗装工事を含む整備工事等費については、事業契約書(案)第23条第4項が適用されます。
80	見積参考資料	2	見積条件書	第2章 第1編	第5条	その他の特記事項(1. 週休2日対象工事)	週休2日補正(労務1.05 賃料1.04 共通仮設費率1.04 現場管理1.05)が考慮されていますが、対象期間は工事着手日から工事完成日との記載があり、満たないものは減額対象とありますが、現場閉所率の計算頻度および現場閉所率の達成状況確認の頻度は4週単位で確認されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	見積参考資料	43,44,46 ,47	管路工 (管路部)	埋設管路	数量の 記載	参考事項	各埋設管路の数量の記載は、上段が直管、下段が曲管の数量という理解でよろしいでしょうか。※例)電線共同溝用合成樹脂管(通信用)150mmは、直管2463.3m、曲管492.7m。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
82	見積参考資料	1	見積参考資料 (事前調査)			試掘調査	試掘調査について、1箇所あたりの大きさ(長さ、幅、深さ)はどの様に想定されているのでしょうか。	試掘調査の1箇所あたりの大きさ(長さ、幅、深さ)は事業者にて検討し、提案してください。なお、試掘箇所数は見積参考資料に示しています。これを参考に費用を算出してください。
83	見積参考資料	1	見積参考資料 (詳細設計)			詳細設計	「交差点照明設計」とありますが、照明は基本的に新設と考えてよろしいでしょうか。移設の場合、既設照明は照明柱・灯具ともにの活用可能なものと考えてよろしいでしょうか。	交差点照明は新設します。
84	見積参考資料		見積参考資料 (設計・維持管理業務)			工種区分 C・C・BOX	「この「見積参考資料」は、本事業の現場条件等を考慮し標準的な事業内容等を参考に示した資料であり、契約図書ではない。」とありますが、「見積参考資料」のうち、「工種区分 C・C・BOX」は事業契約書(案)で示されている「整備工事等費以外」に該当し、これに要する費用を(様式B-4⑦)「工事費内訳書」に記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	見積参考資料	3	見積参考資料 (工事業務)			移設補償費	「移設補償費は、電線共同溝工事(工事価格)の0.3%を見込む(大阪ガス)」とありますが、国との協議の上、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	見積参考資料	4	見積参考資料 (工事監理)			工事監理	作業は何日分を想定しているのでしょうか。また、地元や関係機関の要請など正当な理由で、作業日数が増えた場合は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	工事監理業務における臨場は工期内に週3回行うことを想定しています。なお、必要があると認められるときは、協議により変更対象とします。
87	見積参考資料	5	見積参考資料 (点検)			点検	「点検費は、日常点検で電線共同溝工事(工事価格)の1.5%を見込む、定期点検で電線共同溝工事(工事価格)の3.5%を見込む」とありますが、国との協議の上、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第23条第6項に基づき、「工事費内訳書」の変更の必要があると認められるときは、協議により変更対象とします。

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
88	見積参考資料	6	見積参考資料 (補修)			補修	「補修費は、電線共同溝工事(工事価格)の0.3%を見込む」とありますが、国との協議の上、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第23条第6項に基づき、「工事費内訳書」の変更の必要があると認められるときは、協議により変更対象とします。
89	見積参考資料	7	見積参考資料 (台帳作成・管理)			台帳作成・管理	「台帳作成・管理費は、電線共同溝(C・C・Box)詳細設計費と交差点照明設計費の37.8%を見込む」とありますが、国との協議の上、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第23条第6項に基づき、「工事費内訳書」の変更の必要があると認められるときは、協議により変更対象とします。
90	見積参考資料	8	見積参考資料 (調整)			調整	設計段階、施工段階、維持管理段階のそれぞれについて、作業は何日分を想定しているでしょうか。 また、地元や関係機関の要請など正当な理由で、作業日数が増えた場合は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	設計:19.5日/月×12箇月×2箇年 施工:19.5日/月×12箇月×6箇年 維持管理:19.5日/月×12箇月×16箇年 設計変更については、事業契約書(案)第23条第6項に基づき、「工事費内訳書」の変更の必要があると認められるときは、協議により変更対象とします。